

## 令和3年度第1回魅力ある農村・農山村づくり検討委員会 議事録

1 日時 令和3年9月6日（月）13時30分～16時30分

2 場所 埼玉会館6B会議室、オンライン（Zoom）

3 出席者（オンライン参加者を含む。敬称略）

(1) 委員

西村 拓、大西 律子、原 美登里、斉藤 三恵子、横田 富美子、南埜 幸信、矢島 繁

(2) 県

強瀬農林部長、竹詰農業ビジネス支援課長（以下「農ビ課長」）、  
稲場農村整備課長（以下「農整課長」）、島崎農産物安全課長（以下「農安課長」）

(3) 事務局

農業ビジネス支援課（田村副課長、阿部主幹、樋口主査、山城主任、長南主任）  
農村整備課（井野主幹、川鍋主事）  
農産物安全課（佐藤主幹、松本技師）

(4) 事例発表者

見山環境保全会 藤原 梯子

4 主催 埼玉県

### 5 概要

(1) 開会 田村副課長

(2) あいさつ 強瀬農林部長、西村会長

(3) 報告 令和2年度事業実績及び令和3年度事業概要について

#### ア 多面的機能支援事業について【資料1】（説明者：農整課長）

**委員** 実施状況の共同活動及び長寿命化について、なぜ農地維持支払と比較しているのか。

また、それらも農地維持支払のようにH26からの取組面積との比較を表示するべきではないか。

**農整課長** 農地維持活動は、多面的機能支援事業の必須活動であることから、規模感を把握するための基準として採用している。

また、「平成26年度からの取組面積：2.4倍に増加」の表現については、次回から共同活動と長寿命化ページでも採用します。

## イ 多面的機能支援事業の活動内容紹介【資料2】(説明者:見山環境保全会 藤原氏)

委員 農家と非農家で活動するに当たり、苦勞したことはあるか。また、今後の課題は何か。

藤原氏 20年間活動を継続しているが、最初の15年間は農家からの理解が得られず苦勞した。それまでは、とにかく農家が継承してきた伝統農法の手伝いをしたいという気持ちの説明に徹した。5年前頃から、農家の協力を得られるようになりました。

私たちの活動は、農家が有する農機具なしでは成り立たないが、非農家であることから農機具は所有していないため、多面的機能支援事業の交付金により、農機具を購入することを認めてほしいと思います。

委員 見山環境保全会で収穫した米はどうしているのか。

藤原氏 収穫した米は神社への奉納、活動に当たりお世話になっている組織へのおすそ分けを優先的に行い、余った米は構成員で均等に山分けしています。

委員 無農薬農業を推進するに当たり、農薬を使用している農家から批判はなかったか。

藤原氏 迷惑が掛からないよう、草刈り等を行ったので特になかった。取水する用水路沿いで農薬が使用されぬよう、時期を調整しました。

## ウ 環境保全型農業直接支払事業について【資料3】(説明者:農安課長)

委員 有機農業の加算措置のところで、実績比10倍という飛躍的な伸びを示しているのは、どのような状況と要因があると、県では見ているか。今回のみどりの食料システム戦略などの影響も、出始めているのか。

農安課長 水田が2ヘクタールから20ヘクタールとなり、10倍となった。

事務局 昨年度に取り組みたかったが準備ができていないという方が多かった。その方々が今年から取組を始めた結果、増加したと推測しています。

委員 環境保全型農業を目指すために、必要とされる追加的なコストを助けていくという理解でよいか。この追加的なコストの内訳で、例えばハード・ソフトの割合の定め等はあるのか。

農安課長 一般的な農業と違う資材を使用したり、化学農薬の使用量を半減させることにより生まれる手間などを国が積算した金額ということです。

委員 ハード・ソフトの割合が決められてはいないということで理解した。専門家からの助言にかかる費用は対象となっているのか。

農安課長 この中では対象となっていません。

委員 技術的なサポートは普及員やJAが担うということになっていないか。

事務局 技術的なサポートは普及指導員が行うという形を想定しているかと思えます。

**委員** 面積が10倍に増えたということだが、まだ少ないと感じる。今後面積が増えた場合に、このサポートの予算枠は、それに対応して増えていくと考えてよいのか。

**農安課長** 有機農業への取組については、農業者数も面積も全国的に、かなり低い状況であると感じています。予算枠については、国の予算が上限になると思われます。また、全国共通の取組の部分がまず最優先枠とされ、そこでまた枠として残るようであれば、地域特認の方の取組に配分されると御理解いただければと思います。

## エ 中山間地域等直接支払事業について【資料4】（説明者：農ビ課長）

**委員** 集落戦略の作成について、なかなか進んでいないという話があったが、コロナ禍で人が集まらないという理由もあると思うが、実際はどのような状況になっているのか、県の支援はどうなっているのか伺いたい。

**農ビ課長** 集落戦略作成は、最終的にその集落をどうしていくのかを話し合う必要があります。県としては同様の取組である「人・農地プラン」と併せて、集落戦略の作成支援に当たりたいと考えています。

**委員** 中山間地域等直接支払制度は集落で申請、環境保全型は個々の農業者の申請だが、この制度は重複して申請することは可能なのか。

**農ビ課長** 地域を重複することはできますが、一つの取組に対して、中山間直払と環境保全を重複して申請することはできません。

## オ 中山間地域ふるさと事業について【資料5】（説明者：農ビ課長）

**委員** コロナ禍でふるさと支援隊の活動が難しいのは、地域からコロナが落ち着くまで遠慮してほしいといわれる場合と、大学側で課外活動を控える場合との2パターンがあると思うが、どちらのパターンが多いのか。

**農ビ課長** 大学側から、緊急事態宣言が明けないと活動ができないといった話はいくつか聞いている。10月に中間報告会等を実施する予定なので、その時に状況等をお伺いし、進めていきます。

**委員** 山奥の地域は限界集落であり、今後5年間の計画（集落戦略）も立てにくいといった状況を踏まえると、ふるさと支援隊などの外部からの支援に一定の効果があつたとは推測されるが、状況はもっと深刻だと思う。国の制度の中で組み立てられたものだと思うが、もう一步踏み込んで、効果的な支援、村落の存続に繋げる視点をもう少し入れていかないといけないのではと思っている。

**農ビ課長** ふるさと支援隊が地域に入ったから地域がすごく活性化されて、今後何年も活性化が続くのかといわれると難しいが、大学生など外部のアイデ

ィアで観光マップを電子化したり、小鹿野町の収穫時期を逃したかぼすを「黄金のかぼす」として売り出しイベント化するなど、一定の効果は出ていると思います。ただ、その活動がその集落を維持できるものになるかは難しい面もあります。

中山間の事業とは別ですが、ふじみ野市にお住まいになっていた女性が地域おこし協力隊として横瀬町に勤務し、お茶の生産をはじめ、現在農業委員会の農地利用最適化推進委員にまでなり、地域全体を盛り上げていっているという例もあります。このように若い人を呼び込んでいる地域もあり、このような取組を紹介し横展開を図っていきたいと考えています。

県としては地域の農業委員や推進委員などの力を借りながら集落存続の議論の支援をしていきたいと思っています。

**委員** ふるさと支援隊はすごく良い事業だと思っている。ふるさと支援隊から地域おこし協力隊として活動される方や、役場に就職する方もいる。目立った活動でなくてよいので、支援隊による「普通の農家」に行き、農家をいろいろ体験してもらって、地元を選んでくれる可能性を期待している。留学生が2名参加してくれており、小さい町なのでいろいろな形での発信を期待している。ふるさと支援隊の支援を続けてほしい。

**農ビ課長** 今いただいた意見を、学生と意見交換する場でお伝えします。

**委員** 役場の職員になるなどの事例は、まさにこのプログラムがフローからストックになることだと思う。フローにならないで地域にストック化されていく支援やプログラムの骨太化をしていく考えを県が持っているか。支援隊同士の報告会だけでなく、きちんと地域に還元されてストックになっているのか、なっていないのかの検証をしていく必要があると思うがいかがか。

**農ビ課長** ふるさと支援隊は、県からテーマを設定しても大学側のやりたいこととのマッチングがなかなかうまくいかないもので、これまでは学生の主体性をもって取り組む調査研究事業として事業を進めてきています。委員御指摘の部分は今後考えていかなければならないと思います。今の制度設計はストックする効果も出てきていますが、フローとして流れていってしまう部分もあるのかもしれないと反省しており、今後の課題として難しい問題ではありますが検討してまいります。

#### (4) 議事 多面的機能支払交付金の中間報告案について【資料6】(説明者：農整課長)

**委員** 中間評価報告書案の評価項目等は農水省で定められたものか。それとも県で定めたものか。

**農整課長** 国で定められたものです。

**委員** 中間評価の項目、例えば生態系保全や水質保全の効果などは組織の主観での回答となっている。しかし、これらは科学的な数値など定量的に評価すべき項目であると考えられる。アンケート内容も国が定めている内容であれば、評価方法の改善を国に提言することはできないのか。

また、活動組織へのアンケート内容など評価方法として、客観性を重視する項目にもかかわらず、活動組織の主観による回答としているものがある。全体的に内容を見直すべきかと考える。

**農整課長** 評価の方法については、国から示されているものです。

また、活動組織への調査は組織への負担にもなることから、できるだけ簡易なものとしています。

御意見のあった「調査内容が活動組織の主観的な回答のみでの評価」については、今回の報告書以外でも国の担当者会議などで伝えさせていただきます。

**委員** アンケート調査の分母について、鳥獣被害対策を実施している組織数である20を採用しているとのことだが、それ以外の、例えば生態系保全等の質問の分母も変わってくるのか。

**事務局** 生態系保全等のアンケートを行った全組織(125組織)となっています。理由は質問の仕方が取組を行っている組織のみの回答とせず、活動を通じて効果が出てきたかという質問のためです。

**委員** 長瀨町が多面的機能支払交付金を実施していない理由は。

**農整課長** 過疎化に伴い、活動に参加できる人が少なくなっていること、農地としてのまとまりがなくなっていることが挙げられます。

しかし、地元住民が農地の管理などを行っていると思われるため、今後多面的の活動を行ってもらえるよう推進してまいります。

## (5) 総括質疑

**委員** 本日報告のあった事業は、複数が同じ地域にかかっており、埼玉県の取組としてモデルケースや推進地区として、県としても誇れる地域だと思う。そのため、それぞれの支援事業を複数受けている地域の一覧を出していただけないかと2019年からお願いしているが、そこはやはり難しいものなのか。

**事務局** 以前、事業実施地区の図示についての御要望がございましたが、細かすぎて図示が難しいと断念し、その旨を昨年度の委員会の場で御報告させていただいております。今回のご要望は図示ではなく一覧とのことなので、調整して検討させていただきたいと思っております。

**委員** 多面的機能支援事業の実施地域に長瀨町がない。また、中山間地域直接

支払制度の実施地域にも長瀬町がない。こういった制度があり、活動による効果も期待できると思うが、長瀬町が両事業とも実施していない理由はあるのか。それとも地域の特性として他の理由があるのか。

**農整課長** 長瀬町は過疎化が進んでおり、活動に参加できる人数が非常に少ない状況です。また、農地としてもまとまってある程度の広さの農地があまりないこともあり、活動に結び付いていないと聞いています。

**委員** そういった長瀬町のような地域に対して県として助言などはあるのか。

**農整課長** 農振農用地区域等がある市町村に対してぜひこの活動は取り組んでほしいと声かけはしています。活動実施地区の掘り起しについては県も一緒に推進してきているが、結果としてはつながっていません。おそらく、草刈などの作業は地元でもやっていると思うが、組織としてまとまって補助金をもらおうといった部分ができていないのだと思われるのでそこは推進していきたいと思います。

**農ビ課長** 中山間地域直接支払制度については、長瀬町では、住民がまとまって集落として活動していないので、町としても手を付けられる状況ではないと話聞いております。県が町に指示を出す立場ではないので、活動は実施できていない状況です。

## 6 閉会